

(経済産業省生産動態統計調査)

審 査 メ モ

1. 今回申請された変更について

経済産業省生産動態統計調査(以下「本調査」という。)について、調査計画における「報告を求める事項」、「調査方法」、「集計事項」を、以下のとおり変更することを計画している。

- (1) 調査品目等の見直し(調査品目、調査事項の見直し(新設、統合、廃止等))
- (2) 調査票の統合(報告する様式(別表第2:調査票)の一部を統合)
- (3) 集計事項の変更(集計事項における調査票の分類・仕分けの変更等)

(1) 調査品目等の見直し

経済産業省は、本調査の調査品目等について、直近の鉱工業生産の実態やSNA、さらに鉱工業指数(生産能力指数及び稼働率指数)等における利用状況等を踏まえながら、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」(以下「統一基準」という。別添1参照)に基づき見直しを行うことを計画

ア 製品に関する事項における調査品目の見直し

(審査状況)

(ア) 本調査の調査事項として、表1のとおりとなっている。このうち、製品に関する事項においては、1,684の調査品目ごとに、生産数量等の実績を調査している。

表1 経済産業省生産動態統計調査の調査事項

区分	調査事項
製品に関する事項	生産、受入、消費、出荷、在庫の5項目を基本に、数量・重量・金額等を把握
原材料に関する事項	受入、消費、在庫の3項目を基本に、数量、重量等を把握
労務に関する事項	月末従事者数について、事業所、当該製造部門及び当該品目群ごとに把握
生産能力・設備に関する事項	生産能力、月末保有台数等について把握

(イ) 今回の変更では、「統一基準」の規定を踏まえ、表2のとおり、「製品に関する事項」の調査品目の見直しを行う計画である。(詳細は別添2~4参照)

表2 製品に関する事項に関する調査品目の見直し

区分	統一基準の内容	調査品目例	変更数
新設	a. 年間出荷額が500億円以上の商品のうち、調査が可能なもの(1(1)③iii)	紙管(紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報(その2)製品) 鉄粉・鉄系粉末、うち、粉末冶金用(鉄鋼月報(その7)製品)	+8 うち、
	b. 上記に加えて、行政上必要な商品(1(1)③iii)	シリコンウエハ(回路形成済み)(機械器具月報(その15)製品) 半導体材料ガス、半導体製造用薬液(化学月報 製品) 織物加工高、ニット生地加工高(繊維・生活用品月報(その3)生産(加工)内訳)	a. 新設基準 +3 b. 行政ニーズ等 +5
統合	c. 基準(年間出荷額100億円)未満かつ、類似商品との統合が可能なもの(1(1)③i)	「再生・半合成繊維糸」、「アクリル糸」、「ポリエステル糸」、「その他の合成繊維糸」 →「化学繊維紡績糸」 (繊維・生活用品月報(その1)製品)	▲131 うち、 c. 基準未満▲94 d. 秘匿 ▲37
	d. 秘匿処理が必要な商品かつ、類似商品との統合が可能なもの(1(1)③ii)	「はん用ガソリン機関3PS未満(2サイクル)」、「はん用ガソリン機関3PS未満(4サイクル)」 →「はん用ガソリン機関3PS未満」 (機械器具月報(その1)製品)	※基準未満と秘匿、両方当てはまる場合は、「基準未満」を優先してカウント
廃止	e. 基準(年間出荷額100億円)未満かつ、類似商品との統合が困難なもの(1(1)③i)	避雷装置 旧(機械器具月報(その13)製品) 補聴器 旧(機械器具月報(その34)製品)	▲44 うち、
	f. 秘匿処理が必要な商品かつ、類似商品と統合が困難なもの(1(1)③ii)	電気かみそり 旧(機械器具月報(その31)製品) 薄型テレビ 旧(機械器具月報(その34)製品)	e. 基準未満▲33 f. 秘匿 ▲11
品目計			1684→1517品目 (▲167)

(ウ) これらの見直しについては、「統一基準」を踏まえ、調査品目の生産動向や調査の実施可能性を考慮して設定されたものであり、基本的には問題ないものと考えるが、鉱工業指数等、本調査の結果を利用する各種統計への影響の有無や、調査品目の統合や廃止の判断基準について確認する必要がある。

(論点)

- a 今回の調査品目の変更については、統一基準に沿ってどのようなプロセスで検討されたのか。
- b 調査品目の統合・廃止が可能と判断した要因は何か。統合・廃止が困難と判断した調査品目がある場合、当該品目との違いは何か。
- c 鉱工業指数（IIP）等、本調査の結果を活用する各種経済指標への影響に関する検証状況はどのようになっているか。
- d 調査品目の変更に際し、報告者に対して、どのように回答が可能かどうかの確認を求めているのか。
- e 一般の利用者に対する周知等について、どのような内容を予定しているのか。

イ 調査品目の統合に伴う調査事項の見直し

(審査状況)

(ア) 本調査は、上記①のとおり、製品に関する事項について、調査品目単位で報告を求めているが、それぞれの調査品目の特性を考慮し、受注品については生産のみとするなど、調査事項は調査品目ごとに異なる形で設定している。

(イ) 本件申請では、表3のとおり、調査品目の統合に合わせて、調査事項の見直しを行うことを計画している。

表3 調査品目の統合に伴う調査事項の見直し

変更内容	現 行	変更案	変更理由
品目統合に伴う調査事項の廃止	【機械器具月報（その2）製品欄】 ・「破碎解体機」について、「生産」、「受入」、「出荷」、「月末在庫」を把握 ・「破碎機」について「生産」を把握	【機械器具月報（その2）製品欄】 ・「破碎解体機」と「破碎機」を基準未満のため統合 ・統合後の「破碎機」について「生産」を把握 （「破碎解体機」の「受入」、「出荷」、「月末在庫」は廃止）	・「破碎機」は一般的に受注生産で一括生産される品目であるため、他事業所からの「受入」は基本的に発生しないことから「生産」のみを把握 ・統合される「破碎解体機」も、現在は主に受注生産されており、昨年は「受入」、「出荷」、「月末在庫」の実績がゼロであるため、これらを廃止
	【機械器具月報（その29）製品欄】 ・「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」について、「生産数量」、「生産第2数量（容量（kVA）」、「生産金額」を把握 ・「低圧電力用・機器用コンデンサ」について、「生産数量」、「生産金額」を把握	【機械器具月報（その13）製品欄】 ・「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」と「低圧電力用・機器用コンデンサ」を基準未満ため統合 ・統合後の「コンデンサ（電子機器用のものを除く）」について「生産数量」、「生産金額」を把握 （「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」の「生産第2数量（容量（kVA）」は廃止）	・「低圧電力用・機械用コンデンサ」は製品規格にあまり差がない品目であるため、これまで「生産数量」のみ把握 ・統合にあたり「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」で把握していた「生産第2数量」については、必要性が低下したため、統合先の「低圧電力用・機械用コンデンサ」に合わせた調査事項とすることで調整

変更内容	現 行	変更案	変更理由
	<p>【機械器具月報（その33）製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル伝送装置」について、「生産数量」と「生産金額」を把握 ・「その他の搬送装置・付属装置（変復調装置を含む）」について、「生産金額」を把握 	<p>【機械器具月報（その14）製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル伝送装置」と「その他の搬送装置・付属装置（変復調装置を含む）」を統合 ・統合後の「搬送装置」について「生産金額」を把握（「デジタル伝送装置」の「生産数量」は廃止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産する事業所数が少なく、秘匿解消のために「デジタル伝送装置」と「その他の搬送装置・付属装置（変復調装置を含む）」を統合 ・統合される「その他の搬送装置・付属装置（変復調装置を含む）」には、装置本体だけでなく、付属装置が含まれるため、生産数量を調査することは困難 ・そのため統合後は「生産金額」のみを把握することで調整
調査品目の再編・統合	<p>【機械器具月報（その28）製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般用エンジン発電機(3kVA以下)」 ・「一般用エンジン発電機(3kVA超10kVA以下)」 ・「一般用エンジン発電機(10kVA超200kVA以下)」 ・「一般用エンジン発電機(200kVAをこえるもの)」 <p>を把握</p>	<p>【機械器具月報（その12）製品欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般用エンジン発電機(75kVA以下)」 ・「一般用エンジン発電機(75kVAをこえるもの)」 <p>を把握 (機械器具月報（その12）の製品)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行区分では基準額に満たない項目が多く発生 ・基準を満たす条件を検討した結果、貿易統計の区分（75kVA以下及び超）に準じた区分とすることとし、業界団体にも時系列比較が不可能になることも含め調整
調査品目の範囲変更	<p>【織物生産月報 生産内訳欄】</p> <p>「毛織物」のうち「紡毛」について、用途別に「生産内訳」を把握 （「毛織物」のうち「そ毛」については用途別の「生産内訳」を把握せず）</p>	<p>【繊維・生活用品月報（その1）用途別生産内訳欄】</p> <p>「そ毛」と「紡毛」を合わせた「毛織物」の用途別の「生産内訳」の把握 （繊維・生活用品月報（その1）の生産内訳）</p>	<p>これまで「毛織物」のうち「紡毛」の「生産内訳」のみを把握してきたが、生産量の減少により調査品目の「そ毛」と「紡毛」を「毛織物」に統合することに伴い、「紡毛」の「生産内訳」のみを特掲して把握する必要が低下したため</p>

(ウ) これについては、調査項目の統合に合わせて調査事項を変更する必要性について確認する必要がある。

(論点)

- a 調査品目の統合に伴い、調査事項を廃止する理由について、利活用者との調整の際、どのように説明したのか。また、行政上のニーズ等をどのように確認したのか。
- b 「機械器具月報（その29）」において、「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」の「生産第2数量（容量（kVA）」については、これまでどのような利活用ニーズがあって、調査していたのか。今回、廃止することとなった要因は何か。
- c 「織物生産月報」において、令和5年調査までは、「そ毛」と「紡毛」の用途別「生産内訳」を把握していたところ、令和6年調査からは「紡毛」のみの把握に変更した経緯がある。さらに、今回調査から「そ毛」と「紡毛」を合算した「毛織物」についての用途別「生産内訳」を把握するよう変更する計画であるが、このように頻繁に調査事項を見直す要因はなにか。利活用ニーズへの影響はないのか。

ウ その他の見直し

(審査状況)

(ア) 上記①、②のほか、経済産業省は、表4のとおり、生産内訳の変更、受入内訳の変更、労務欄の変更及び調査品目の名称変更を計画している。

表4 その他の変更

内容	現 行	変更案	変更理由
生産内訳の変更	【染色整理月報 製品】 調査品目別に、生産(加工高)の内訳の詳細(精練・漂白品、浸染品、なっ染品及び整理)を把握	【繊維・生活用品月報(その3)生産(加工)内訳】 調査品目別に、加工高の総額を把握し、調査品目を統合した「織物」、「ニット生地」については、引き続き生産内訳別の加工高を把握	秘匿が多く発生していることから、秘匿を解消し結果表章を可能とするため
受入内訳の変更(別添5参照)	【機械器具月報(その31) 製品等】 「電気がま」等について ・「受入」を「国内」と「国外」に分けて把握	【機械器具月報(その2) 製品等】 「電気がま」等について ・「受入」のみ把握(「国内」、「国外」を廃止)	「国内」、「国外」の内訳については、かつて海外からの受入が多い品目について、販売数量に占める国内生産の割合等を分析するため把握することとなっていたが、現在は、使用に関する実績がなく、行政ニーズが低下したため
労務欄の変更(従業者数調査)(別添6参照)	【有機薬品及び写真感光材料月報】 ・有機薬品部門 【石油化学製品月報】 ・その他の石油化学製品部門	【化学月報】 有機薬品・その他の石油化学製品部門	石油化学製品月報の労務欄は、行政上のニーズを踏まえ、合成ゴム部門を除き、他の月報の類似の部門と合算した数値を公表するとともに、別途、石油化学製品部門の合計値を公表してきたところ、今回、関係する月報が統合されたことを踏まえ、現行の公表区分に合わせた調査区分に再編するため(なお、石油化学製品部門の合計値は廃止)
	【石油化学製品月報】 ・プラスチック部門【プラスチック月報】 ・プラスチック部門	【化学月報】 プラスチック部門	
	【コールドール製品・環式中間物及び合成染料月報】 ・コールドール製品・環式中間物及び合成染料部門 【石油化学製品月報】 ・環式中間物部門 ・芳香族製品部門	【化学月報】 その他の化学製品部門	
	【有機薬品及び写真感光材料月報】 ・写真フィルム部門	(廃止)	
調査品目の名称変更	・「トンネル掘進機」	・「掘削機(シヨベル系を除く)」 (機械器具月報(その2)の製品)	経済センサスの分類名に合わせるため
	・「自動車用電球」	・白熱電球(自動車用) (機械器具月報(その2)の製品)	「白熱電球(自動車用以外)」と区別するため
	・軽自動車・気筒容積660ml以下 (以下略)	・軽自動車・気筒容積660ml以下 (機械器具月報(その2)の製品) (以下略)	わかりやすくするため、単位の表記を変更

内容	現 行	変更案	変更理由
	・タフテッドカーペット・フェルト・不織布部門	・タフテッドカーペット・不織布部門 (繊維・生活用品月報(その2)の製品)	「フェルト」の品目廃止に伴う名称変更
	・ニット・衣服縫製品部門	・ニット・織物製衣服部門 (繊維・生活用品月報(その4)の製品)	品目統合に伴う名称変更
	・中質繊維板	・乾式繊維板 (窯業・建材月報(その1)の製品)	品目統合に伴う名称変更

(イ) このうち、労務欄の変更については、調査票様式の変更に伴い、調査項目の再編を行ったものであり、また、調査品目の名称変更については、わかりやすい表記に見直すものであることから、特に問題はないものと考えるが、念のため、時系列比較に影響がないか確認する必要がある。

(ウ) 一方、生産内訳と受入内訳については、「統一基準」において行政ニーズ等が高いものについて設定することとされていることから、調査事項を設定した当時と現在の状況を確認した上で、適切な設定となっているか必要がある。

(論点)

- a 化学月報における労務欄の再編を行うことで、時系列比較に支障はないか。
- b 生産内訳と受入内訳について、調査事項を設定した当時の行政ニーズとしてどのようなものがあつたのか。また、現在の状況はどのようになっているか。

(2) 調査票の統合について

経済産業省は、現状、報告者の約9割がオンラインで回答している状況等を踏まえ、現行の109種類の調査票を、報告者や調査品目の内容等を勘案し、55種類の調査票に統合することを計画

(審査状況)

ア 本調査は、調査品目別に設計された109種類の調査票で調査を実施しており、複数の調査品目が調査対象となった報告者の場合、複数の調査票様式に結果を入力する必要がある。このため、報告者負担が大きくなるとともに、調査実施者においても、多くの種類の調査票を用いて調査を行うことで作業負担が大きくなっているところ。

イ 一方、本調査は、表5のとおり約9割がオンライン回答を占めている状況にある。オンライン調査で回答している調査対象者は、政府統計共同利用システムから、紙調査票と同様のExcel調査票を、割り当てられた分について個別にダウンロードした上で回答を入力し、個別に送信する必要がある。このため、事業所によっては多数の調査票にこれらの作業を要し、負担が大きい状況である。

表5 調査票回収率及びオンライン回答率

年	調査票回収率	オンライン回答率
2025	95.2%	87.9%
2024	95.0%	86.7%
2023	95.1%	82.0%
2022	94.9%	75.5%
2021	94.9%	71.9%

ウ これらの状況を踏まえ、経済産業省は、表6及び「(参考1)別表第2調査票新旧対照表」のとおり調査票を統合することを計画している。なお、調査品目の見直しを除き、現行で調査している事項は全て変更後も引き続き把握する。(別添7参照)

表6 統合による調査票数の変化

調査票分野	現行	変更案
非鉄金属・金属製品	25	15
機械	39	19
窯業・建材	9	3
紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品	9	7
化学	11	2
繊維・生活用品	13	6
鉱業・石油製品・石炭製品	3	3
全体	109	55

エ 併せて、オンライン調査について、現行のExcel調査票から、HTML形式に変更することとしており、見やすく入力しやすい電子調査票を構築することを計画している。

オ また、現行の調査票では、調査票番号6100「石油化学製品月報」を除いた調査票において、製品欄の調査品目のプレプリントを実施しているが、経済産業省は、今回、以下の11調査票の製品欄でプレプリントを取り止め、報告者が調査品目一覧表から転記する方法に変更するとしている。(別添8参照)

- ・ 1100_金属・非鉄金属月報 (その1)
- ・ 2020_機械器具月報 (その2)
- ・ 2030_機械器具月報 (その3)
- ・ 2040_機械器具月報 (その4)
- ・ 2050_機械器具月報 (その5)
- ・ 2130_機械器具月報 (その9)
- ・ 3010_繊維・生活用品月報 (その1)
- ・ 3020_繊維・生活用品月報 (その2)
- ・ 4010_紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報 (その1)
- ・ 5010_窯業・建材月報 (その1)
- ・ 6010_化学月報

- カ これらの変更については、調査票様式の縮減により、報告者の記入負担の軽減につながるるとともに、調査実施者においても作業負担の軽減に資することから、概ね適当と考えるが、一方で、様式の変更に伴い、報告者が回答に戸惑うことが懸念されることから、どのような措置を取ることを想定しているのか、また、統合する調査票を決定する際の検討過程について確認する必要がある。
- キ さらに、調査票様式の統合に伴い、一部の調査票における製品に関する事項において、調査品目のプレプリントを取り止め、報告者が回答欄に調査品目を記入することとしているが、これまでプレプリントされた所定の欄に回答していた報告者が、正確に品目番号等を転記して回答することが可能か確認する必要がある。
- ク 加えて、オンライン調査票の改修については、報告者の記入負担の軽減に資するものと考えられることから、適当と考えるが、その改修内容など、今後の調査方法について確認する必要がある。

(論点)

- a 109 種類の調査票を 55 種類の調査票に統合することとしているが、調査票を統合するか否かをどのような基準で判断したのか。
- b 調査票数の縮減の結果、調査対象事業所 1 か所当たりの平均割当て数は、どの程度減少すると見込めるか。また、他に報告者にとってどのようなメリットがあるか。
- c 一部の調査票において調査品目のプレプリントを取り止め、調査品目表を別紙として配布、調査対象者に調査票への調査品目を転記させることとなるが、その理由は何か。また、これにより報告誤り等が誘発される可能性があるが、どのような対策を予定しているか。
- d 今回の調査票様式の変更により、現行では毎月定例の内容を報告している報告者に対し、一定程度、記入負担の増加が見込まれるが、円滑に調査を実施するために、どのような対策を予定しているか。また、どのように調査対象者への周知、説明等を実施するのか。
- e 調査票の統合に伴い、オンライン調査の調査票はどのように見直されるのか。

(3) 集計事項の変更

経済産業省は、調査計画における月報（確報）及び年報の集計事項について、これまで業種別で集計事項を整理していたものを分野別に整理するよう変更することを計画している。

(審査状況)

- ア 本調査では、多数の調査票があることから、集計事項も多種多様な状況となっていることから、集計事項の一覧性を高めることを目的として、調査計画における月報（確報）と年報の集計事項について、調査計画の別表第 3 として表形式で整理しており、具体的には、表頭には集計項目、表側は「業種別」と当該業種に属する調査票様式を記載している。
- イ 今回、計画している調査票の再編・統合に伴い、統合後の調査票が複数の「業種」にまたがってしまったことから、現行の表形式では集計事項を正確に整理することが困難な状況となった。このため、経済産業省は、表側の「業種別」を「分野別」に再編し、「分野別」に集計事項を整理する計画である。（別添 9 参照）

ウ なお、経済産業省は、上記の変更は、調査計画における集計事項の記載ぶりを変更するものであり、これまで調査品目単位で公表している月報（確報）と年報の内容には影響しないとしている。また、速報については、集計事項が箇条書きで記載されており、当該見直しと同様の変更は特に必要ないとしている。

エ これについては、調査票様式の見直しを踏まえた調査計画の形式的な変更であり、特段、問題ないものとするが、集計事項の整理を「業種別」から「分野別」に変更したことにより、調査結果の利活用者にとってわかりやすいものとなるのかを確認する必要がある。

（論点）

- a 調査票の分類を「業種別」から「分野別」に変更することについて、「業種別」と「分野別」の関連はどのようになっているか。
- b 今回の変更により、本調査の集計事項全体の内容がわかりやすく整理されているか。

2. 統計委員会諮問第193号の答申（令和7年8月26日付け統計委第7号）における「今後の課題」及び「留意すべき事項」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第193号の答申において、以下の検討課題及び留意すべき事項が指摘されている。

（1）今後の課題

今回の集計事項の変更に伴い、公表内容や集計事項の文言等が変更されることから、令和7年12月末を目途に、利活用ツールファイルの一般提供や変更内容について事前に情報提供を行う等、結果の利活用に支障が生じないように、丁寧な対応を行うこと。

（審査状況）

ア 今般、今後の課題について、経済産業省に確認したところ、以下のとおり回答を得た。

利活用ツールファイル、速報公表品目の新旧対応表及び公表内容の変更を踏まえた表章のそれぞれのイメージについては、令和7年12月26日にホームページで掲載を行った。
また、速報公表品目の新旧対応表については、令和8年1月30日にホームページに掲載した。

イ 経済産業省のホームページを確認すると、統計表一覧のページに【2026年1月分速報】の結果表と共に「参考_速報新旧対応表」が公表されており、さらに同ページの下部に「公表物の利活用事例」として「参考_前月比・前年同月比算出ツール」及び「参考_ツール説明書」も公表されている。（別添10参照）

ウ これについては、課題に対応したものであり、適当であると考えられるが、その掲載内容が利活用者にとって容易に理解できるものであるかを確認する必要がある。

(論点)

- a ホームページで掲載した利活用ツールファイル、速報公表品目の新旧対応表等について、利活用しやすい内容となっているか。

(2) 留意すべき事項

今後の調査計画の変更の検討に当たっては、「統一基準」の内容を踏まえつつ、以下の点についても併せて留意することが望ましい。

- (1) 本調査の利便性を確保するため、行政上のニーズや結果の利活用の状況を十分に確認した上で、見直しの検討を進めること
- (2) 調査票の見直しに当たっては、報告者負担の軽減に資する観点から、報告者の意見・要望を十分に確認すること

(審査状況)

ア 留意事項について、経済産業省は、以下のとおりまとめて報告している。

今回の改正案は、報告者負担の軽減に資する観点や行政ニーズ等の利活用状況を把握するため、業界団体との調整、省内や内閣府との協議を踏まえて作成した。また、変更申請に当たりパブリックコメントを実施し、意見聴取を行った。

イ これらについては、この審査メモの1 (1) から (2) において確認事項としているため、ここでは特段の論点は設けない。

(論点)

特になし

以上